

第 5 次北区役所地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成 30 (2018) ~ 34 (2022) 年度

平成 30 (2018) 年 3 月

北 区

目次

第1章	計画の基本的事項.....	1
1.1	計画の背景.....	1
1.2	計画の位置付け.....	2
1.3	計画の目的.....	2
1.4	計画の期間と基準年度及び目標年度.....	3
1.5	計画の対象範囲.....	3
1.6	温室効果ガスの算定方法.....	4
第2章	温室効果ガス排出量等の現状.....	5
2.1	第4次実行計画の総括.....	5
2.2	基準年度における温室効果ガス排出量.....	11
2.3	温室効果ガス排出量の分析結果.....	13
第3章	温室効果ガス排出量等の削減目標.....	14
3.1	第5次実行計画の目標.....	14
第4章	地球温暖化対策の取組み.....	16
4.1	日常の取組み（各職員・関係する所管課）.....	17
4.2	区の施設・庁舎・車両管理に関する取組み.....	23
4.3	区が行う公共工事に関する取組み.....	28
4.4	物品調達・契約時の取組み.....	33
第5章	計画の推進・点検・評価.....	39
5.1	推進・点検体制.....	39
5.2	点検・評価.....	40
5.3	進捗状況の公表.....	40

<巻末資料>

ごみ分別ガイドライン

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つとされており、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

平成 27（2015）年末に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択、平成 28 年 11 月に発効し、先進国と途上国が参加する新たな枠組みでの地球温暖化対策がスタートしました。

平成 28（2016）年 5 月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、中期目標として「2030 年度において、2013 年度比 26.0%減の水準にする」という高い目標が掲げられました。特に、エネルギー起源二酸化炭素のうち、業務その他部門においては 2013 年度比約 40%減と大幅な削減が求められています。地方公共団体の基本的役割としては、「自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」とし、「自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し実施する」とされています。

北区役所では、これまでも区における最大規模の事業者として自ら率先して環境配慮に取り組むため、平成 14（2002）年 12 月に国際規格である ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムの運用を開始しました。その後、平成 21（2009）年度より、区役所のみならず区内事業所にも環境マネジメントシステムを普及拡大させ、地球温暖化防止のため全区をあげて取組んでいくものとして、環境省が推奨する「エコアクション 21」に移行し、環境配慮の取組みを推進し、事務事業の効率化を図っているところです。

平成 14 年度以降は、地球温暖化対策の北区役所地球温暖化対策実行計画（第 1 次実行計画（平成 14～16 年度）、第 2 次実行計画（平成 17～19 年度）、第 3 次実行計画（平成 20～24 年度）、第 4 次実行計画（平成 25～29 年度））を策定し、庁内の取組みを推進してきました。

平成 25（2013）年度のエネルギーの合理化等に関する法律（省エネ法）の改正では、新たに「電気の需要の平準化」の概念が盛り込まれました。北区役所におきましても、電力需要ピーク時間帯の電力使用量の抑制をはじめ、引き続きエネルギー管理に取り組んでいます。

また、北区全体の地球温暖化対策としては、平成 20 年（2008）年 3 月に「北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、この計画に基づいて区民・事業者・区のそれぞれの主体が、地球温暖化対策に取り組むことにより、北区における地球温暖化防止に関する取組みを推進しています。

1.2 計画の位置付け

第5次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「第5次実行計画」という）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即し、自治体における事務事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定するもので、第4次実行計画（平成25～29年度）を引き継ぐものです。

北区基本構想実現のための区政の基本方針であり、区の長期総合計画である「北区基本計画2015」、環境行政の方向性を示す「北区環境基本計画2015」を上位計画とする、区域全体の温室効果ガス排出抑制等のための計画である「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」とも整合を図るものです。

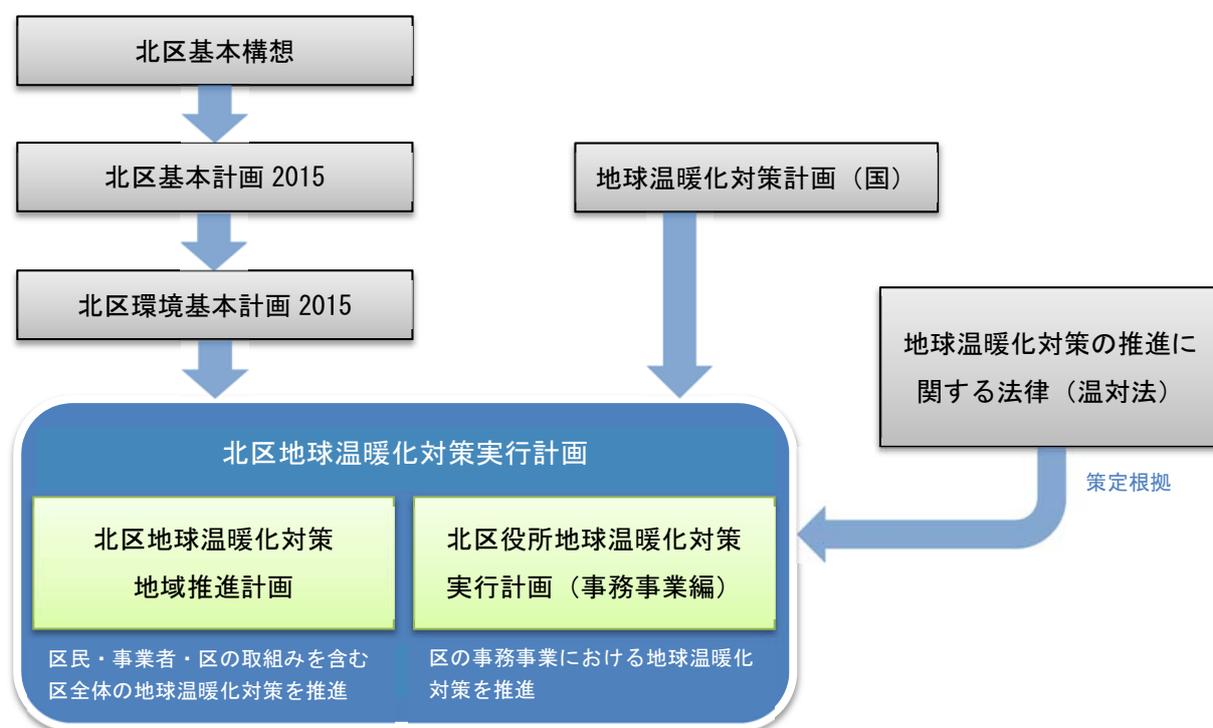


図 1-1 計画の位置付け

1.3 計画の目的

第5次実行計画は、区域における事業所として、北区役所の事務及び事業における温室効果ガス排出量を削減することを目的とします。また、区内最大の事業者である北区役所が省エネルギー、省資源、環境配慮行動を自ら実践し、率先的な取組みを行うことで、区民や事業者の模範となることを目指します。

1.4 計画の期間と基準年度及び目標年度

計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間とします。

基準年度は、国の中期削減目標に準じ、平成 25（2013）年度とします。目標年度は、計画期間の最終年度である平成 34（2022）年度とし、国の目標とあわせて中長期目標年度を平成 42（2030）年度に設定します。

計 画 期 間：平成 30（2018）年度 から 平成 34（2022）年度
基 準 年 度：平成 25（2013）年度
目 標 年 度：平成 34（2022）年度
中長期目標年度：平成 42（2030）年度

1.5 計画の対象範囲

(1) 対象範囲

原則として、北区が実施する全ての事務事業、全ての施設を対象とします。

指定管理者が管理運営する施設に対しては、温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請することとします。

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法第 2 条第 3 項に掲載されている 7 種類のガスのうち、区の事務事業から排出される 4 種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、及びハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの）を対象とします。なお、パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）については、区の事業活動からは排出されません。

表 1-1 対象とする温室効果ガス

	ガス種別
対 象	二酸化炭素（CO ₂ ）
	メタン（CH ₄ ）
	一酸化二窒素（N ₂ O）
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）のうち政令で定めるもの
対 象 外	パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）

(3) 温室効果ガスの排出に係る活動の算定範囲

温対法施行令第3条に定められている活動のうち、北区役所に該当する5項目と、東京都環境確保条例施行規則第5条の17第4項で算定対象となっている2項目を算定対象とします。

表 1-2 活動の算定範囲

出典	排出に係る活動の区分	活動量
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条	燃料の燃焼	ガスの使用量 重油の使用量
	他人から供給された電気の使用	電気の使用量
	自動車の走行	自動車燃料の使用量 総走行距離
	自動車用エアコンの使用	使用台数
	自動車用エアコンの廃棄	廃棄台数、封入量
東京都環境確保条例施行規則第5条の17第4項	水道の使用	水道水の使用量
	公共下水道への排水	排水量

1.6 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの算定方法は、温対法施行令及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル Ver1.0（平成29年3月 環境省）」、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver1.0（平成29年3月 環境省）」に準拠します。

なお、第5次実行計画では、環境大臣及び経済産業大臣により毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数を使用することとします。

第2章 温室効果ガス排出量等の現状

2.1 第4次実行計画の総括

(1) 第4次実行計画における温室効果ガス目標排出量と個別の環境活動目標

第4次実行計画では平成29(2017)年度を目標年度として、以下の目標を設定しました。また、個別の環境活動目標は表2-1に示すとおりです。

区が所有する施設における温室効果ガス排出量を

平成29(2017)年度までに基準年度(平成22(2010)年度)比7%削減する。

目標排出量(二酸化炭素換算) 22,776 t-CO₂/年

表 2-1 第 4 次実行計画の環境活動目標

取組項目	平成 29 年度目標	項目	単位	平成 22 年度 (基準年度) 実績値	平成 29 年度 数値目標	
温室効果ガス総排出量	基準年度比△7%	電気は当該年度の排出係数(調整後)で算定	kg-CO ₂	24,489,974	22,775,676	
電気使用量	基準年度比△7%	使用量	kWh	43,257,860	40,229,810	
ガス使用量	基準年度比△7%	使用量 (都市ガス及び LP ガス)	m ³	3,316,025	3,083,903	
エネルギー使用量 (電気・ガス)	基準年度比△7%	電気及びガス使用量 (エネルギー換算)	GJ	580,605	539,963	
		消費原単位 (延床面積当たり)	MJ/m ²	349	324	
公用車燃料使用量	基準年度比△7%	使用量	-	-	-	
		ガソリン	ℓ	67,175	62,473	
		CNG(天然ガス)	m ³	88,951	82,724	
		LPG(液化石油ガス)	ℓ	39,169	36,427	
		軽油	ℓ	14,134	13,145	
水道使用量	基準年度比△7%	使用量	m ³	1,041,649	968,734	
		消費原単位 (敷地面積当たり)	m ³ /m ²	0.63	0.58	
公共下水道への排水量	基準年度比△7%	使用量	m ³	1,063,786	989,321	
		消費原単位 (敷地面積当たり)	m ³ /m ²	0.64	0.59	
公用車の低公害化推進 (低公害車導入率)	平成 29 年度までに、 公用車の低公害車率 を 60%に引き上げる		%	55(H22) 56(H23)	60	
用紙類の購入量	平成 22 年度実績を上 回らないこと		枚	30,571,720	30,571,720	
廃棄物排出量 資源回収量	平成 22 年度実績を上 回らないこと		kg	廃棄物 排出量	可燃ごみ	1,057,787
				不燃ごみ	203,383	
				資源 回収量	びん	4,229
					かん	12,074
					紙類	284,002
延床面積			m ²	1,664,221	-	

※平成 22 年度の電気及びガスのエネルギー使用量および延床面積は、省エネ法定期報告書による

※低公害車導入率(%) = 低公害車台数 ÷ 庁有車総台数 × 100

(2) 計画期間における4年間（平成25～28年度）の実績値（表2-2）

平成29（2017）年度の目標値と直近の平成28（2016）年度の値を比較したところ、温室効果ガス総排出量は、24,337,786 kg-CO₂となり、目標を達成していません。

一方、エネルギー使用量をみると、電気使用量及びガス使用量は目標を達成し、また、公用車燃料使用量のうち、CNG（天然ガス）及びLPG（液化石油ガス）では、目標を達成し、使用量も大幅に削減されています。

水道使用量及び公共下水道への排水量は、総量及び消費原単位で目標を達成しました。

低公害車導入率は基準年度と比較しても割合が下がっており、目標を達成していません。用紙類の購入量も目標を達成していません。

廃棄物排出量は、可燃ごみ及び不燃ごみともに減少しており、目標を達成しました。資源回収量ではびん、かんで目標を達成しました。

表2-2 第4次実行計画の環境活動実績値

取組項目	単位	実績値				平成29年度 数値目標	評価	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
温室効果ガス総排出量	kg-CO ₂	23,371,506	25,780,114	24,825,881	24,337,786	22,775,676	×	
電気使用量	kWh	39,617,795	38,008,508	38,997,252	38,998,199	40,229,810	◎	
ガス使用量	m ³	3,125,459	3,006,661	3,024,624	3,081,278	3,083,903	◎	
エネルギー使用量 (電気・ガス)	GJ	533,432	514,451	525,106	527,731	539,963	◎	
	MJ/m ²	318	299	306	306	324	◎	
公用車燃料使用量								
ガソリン	ℓ	52,688	60,994	60,253	67,704	62,473	×	
CNG（天然ガス）	m ³	80,460	50,883	42,777	27,244	82,724	◎	
LPG（液化石油ガス）	ℓ	12,296	12,513	4,889	2,049	36,427	◎	
軽油	ℓ	24,542	22,017	27,214	34,849	13,145	×	
水道使用量	m ³	975,245	946,488	925,558	906,928	968,734	◎	
	m ³ /m ²	0.58	0.55	0.54	0.53	0.58	◎	
公共下水道への排水量	m ³	999,716	971,361	948,131	908,783	989,321	◎	
	m ³ /m ²	0.60	0.56	0.55	0.53	0.59	◎	
低公害車導入率	%	54	51	43.4	36.9	60	×	
用紙類の購入量	枚	36,074,044	41,692,453	37,752,603	36,676,625	30,571,720	×	
廃棄物 排出量	可燃ごみ	kg	1,107,395	1,101,887	1,077,944	1,007,257	1,057,787	◎
	不燃ごみ	kg	199,864	172,898	188,507	174,252	203,383	◎
資源 回収量	びん	kg	3,891	3,544	3,688	1,876	4,229	◎
	かん	kg	8,716	7,056	6,959	4,145	12,074	◎
	紙類	kg	291,035	281,013	286,149	290,055	284,002	×

※用紙類の購入量は、目標に合わせコピー用紙のみを掲載。

(3) 温室効果ガス総排出量の推移 (図 2-1, 表 2-3)

平成 28 年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比 0.6%の削減となり、目標であった 7%削減を達成しませんでした。計画期間中の推移をみると、平成 26 年度が 25,780 t-CO₂と最も多く、その後は減少しました。

エネルギー使用量 (電気・ガス) は基準年度比 9.1%削減となったにもかかわらず、温室効果ガス排出量の削減目標を達成しなかった要因として、電気の排出係数の変動があげられます。図 2-2 は主な買電事業者である東京電力 (株) の調整後排出係数の推移です。近年の排出係数は 0.5kg-CO₂/kWh 前後であり、基準年度と比較すると高く、電力使用由来の温室効果ガス排出量が増加した一因となっています。平成 22 年度の電力排出係数で固定して算定した場合、電力使用由来の温室効果ガス排出量は約 25% (4,456t-CO₂) 減少となり、環境目標を達成していることとなります。

温室効果ガス総排出量の大部分は、施設におけるエネルギーの使用による二酸化炭素の排出です。その中でも電気の使用による排出が多く、基準年度と比較しても 4.3%増加しています。一方、施設における都市ガス、LP ガス、水道の使用及び公共下水道への排水による排出量は、基準年度より減少しました。自動車燃料の使用は 31.3%、自動車の走行は 40.9%、自動車エアコンの使用は 38.4%減少しました。

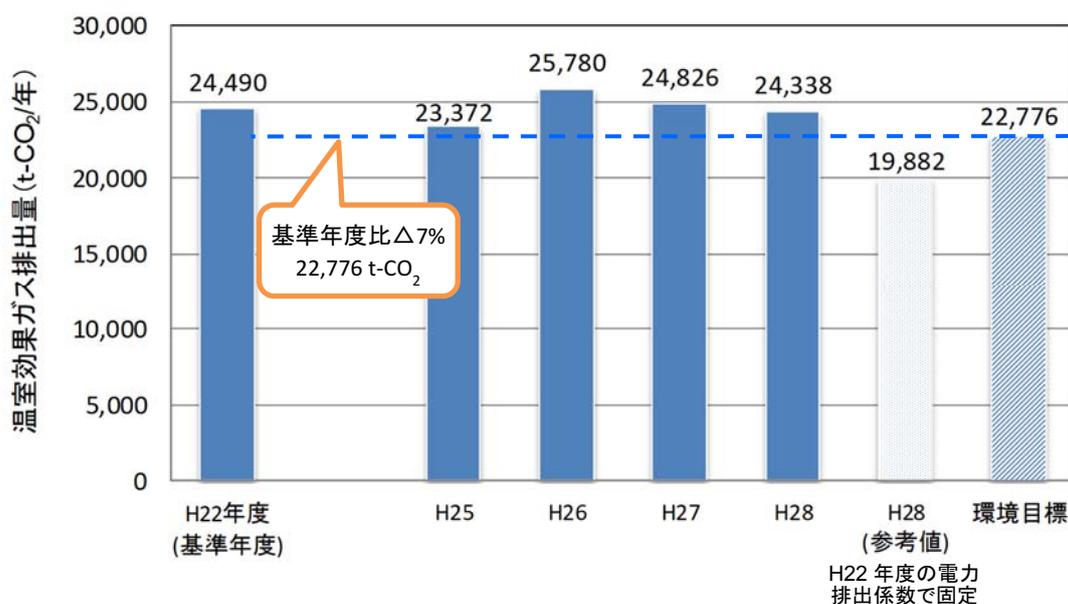


図 2-1 温室効果ガス排出量の推移

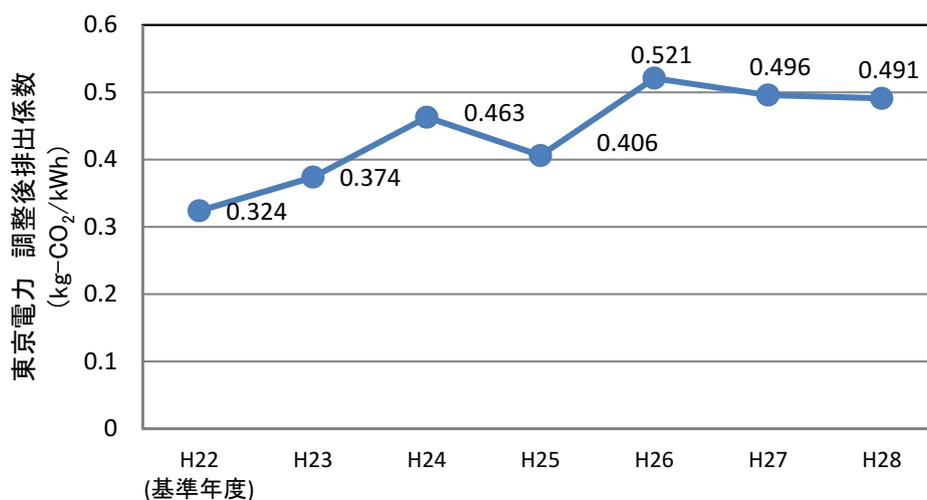


図 2-2 東京電力(株) 調整後排出係数の推移

表 2-3 温室効果ガス排出量の推移

ガス種	項目		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)					H22 比
			平成 22 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
CO ₂	エネルギー起源	電気の使用	16,065	15,571	18,307	17,346	16,758	4.3%
		都市ガスの使用	7,230	6,745	6,488	6,526	6,648	△8.1%
		LP ガスの使用	45	20	21	23	24	△46.9%
		自動車燃料の使用	450	380	329	311	309	△31.3%
	水道の使用		207	195	189	185	181	△12.4%
	公共下水道への排水		479	450	437	427	409	△14.6%
CH ₄ ,N ₂ O	自動車の走行		11	9	7	6	6	△40.9%
HFC	自動車エアコンの使用		3	2	2	2	2	△38.4%
合計			24,490	23,372	25,780	24,826	24,338	△0.6%

(4) 電気使用量及びガス使用量の推移 (図 2-3, 図 2-4)

電気及び都市ガスの使用による排出は、温室効果ガス排出量の 9 割以上を占めており、区の事務事業において大きな排出源となっています。

電気使用量は基準年度と比較して 9.8%減少、ガス使用量は基準年度と比較して 7.0%減少し、目標であった 7%削減を達成しました。

平成 26 年度は、一部施設が耐震工事により休館していましたが、平成 27 年度に再開したことからエネルギー使用量が増加しました。基準年度から省エネ化が確実に進んでいますが、近年は使用量がわずかに増加しています。

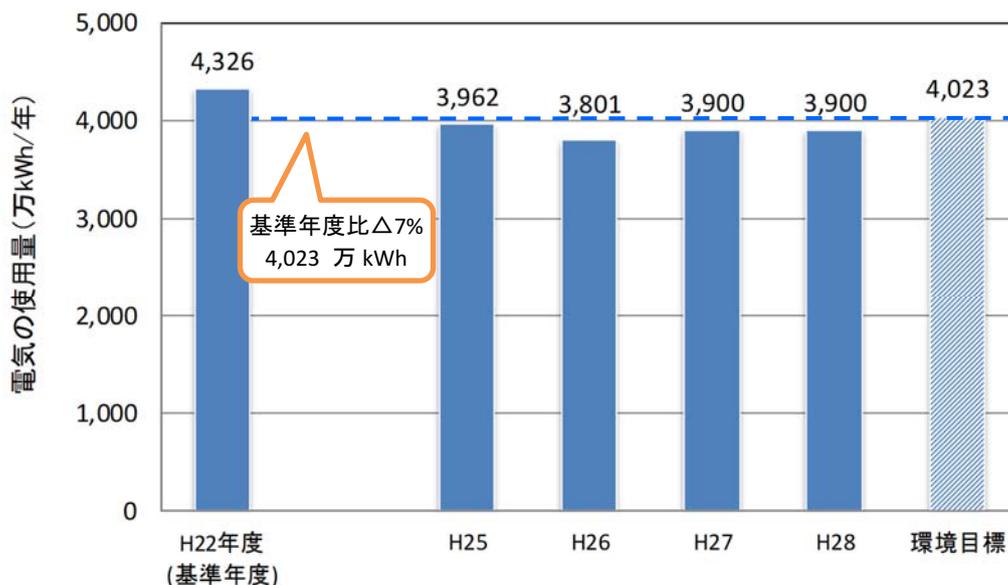


図 2-3 電気使用量の推移

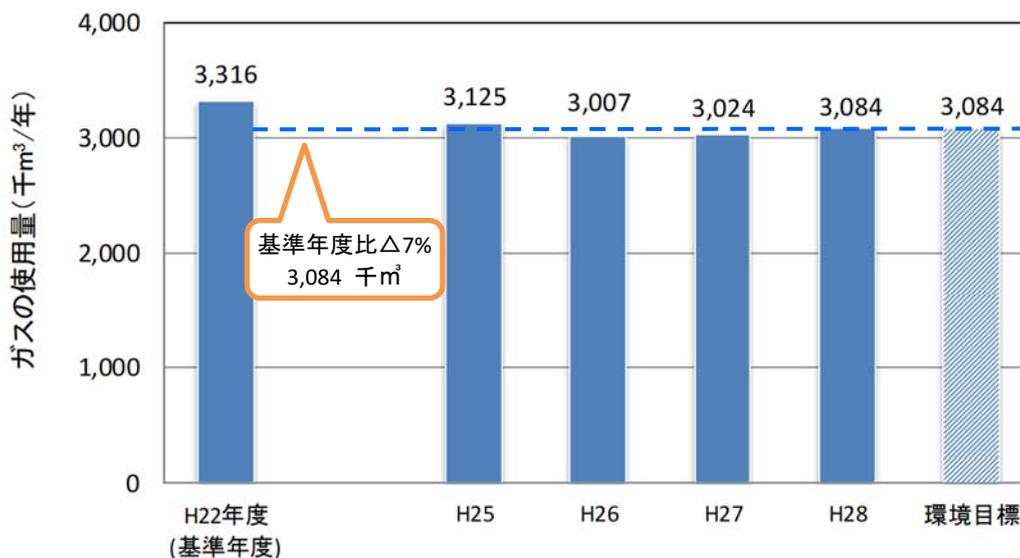


図 2-4 ガス使用量の推移

2.2 基準年度における温室効果ガス排出量

第5次実行計画の基準年度である平成25（2013）年度における温室効果ガス排出量について、本計画で使用する排出係数、地球温暖化係数を用いて再計算し、分析を行いました。そのため、ここでの温室効果ガス排出量は、「2.1 第4次実行計画の総括」に記載した平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量の値とは異なります。

平成25（2013）年度における再計算後の温室効果ガス排出量は、27,192 t-CO₂でした。

ガス種別にみると、二酸化炭素が全体の99%以上を占めており、区の事務事業から排出される温室効果ガスの大部分は二酸化炭素です。電気の使用による二酸化炭素の排出は19,345 t-CO₂であり、電気の使用のみで全体の約71%を占めています。都市ガス及びLPGの使用による排出は6,772 t-CO₂、自動車燃料の使用による排出は380 t-CO₂でした。エネルギー起源以外の二酸化炭素は、水道の使用による排出が246 t-CO₂、公共下水道への排水が440 t-CO₂でした。

二酸化炭素以外では、自動車の走行によるメタンの排出が0.79 t-CO₂、一酸化二窒素の排出が5.24 t-CO₂、自動車エアコンの使用によるハイドロフルオロカーボンの排出が2.46 t-CO₂でした。

表 2-4 基準年度（平成25（2013）年度）の温室効果ガス排出量

ガス種	活動の区分		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)
CO ₂	エネルギー 起源	電気の使用	19,345
		都市ガス・LPGの使用	6,772
		自動車燃料の使用	380
	水道の使用		246
	公共下水道への排水		440
CH ₄	自動車の走行		0.79
N ₂ O	自動車の走行		5.24
HFC	自動車エアコンの使用		2.46
合計			27,192

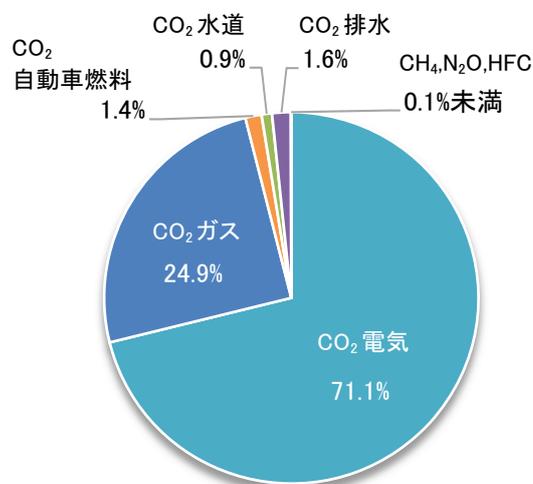


図 2-5 基準年度（平成25（2013）年度）の温室効果ガス排出量

北区の温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素について、自動車燃料を除いた施設ごとの排出量（電気の使用、都市ガス及び LPG の使用、水道の使用、公共下水道への排水）を集計し、施設を所管する部署別に整理しました。

施設の所管部署のうち、地域振興部からの排出が最も多く、9,371 t-CO₂でした。「北とびあ」などの規模が大きくエネルギー使用量が多い施設を多く所管しているほか、区民センターやふれあい館、スポーツ関連施設等は施設数が多いことから、地域振興部の施設からの排出量が多くなっています。

教育委員会は地域振興部に次いで排出が多く、9,180 t-CO₂でした。多数の小学校、中学校、幼稚園、保育園等を所管しており、施設数が多くなっています。健康福祉部は、4,720 t-CO₂ で、排出量の多い高齢者施設等を所管しています。

表 2-5 基準年度（平成 25（2013）年度）の部署別二酸化炭素排出量

部署	主な施設	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
総務部	庁舎 等	1,761	
地域振興部	北とびあ、区民センター、赤羽会館、滝野川会館、元気ぶらざ、スポーツ施設、ふれあい館 等	9,371	
健康福祉部	高齢者施設、障害者施設 等	4,720	
土木部	公園、自転車駐車場 等	1,209	
教育委員会	小学校、中学校、幼稚園、保育園、児童館・学童クラブ、図書館 等	9,180	
その他	危機管理室	災害備蓄倉庫、災害用給水所、貯水槽 等	3
	区民部	区民事務所 等	37
	生活環境部	清掃事務所、エコ広場館 等	340
	北区保健所	北区保健所	178
	まちづくり部	十条駅西口再開発相談事務所	3

※現行の組織における所管部署で集計しているため、平成 25 年度時点の部署とは異なります。

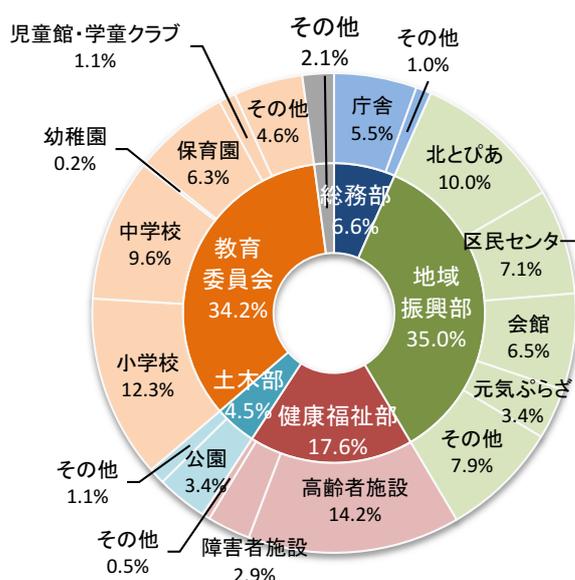


図 2-6 基準年度（平成 25（2013）年度）の部署別二酸化炭素排出量

2.3 温室効果ガス排出量の分析結果

第4次実行計画の達成状況及び基準年度における温室効果ガス排出量の分析結果を以下に示します。

- 第4次実行計画における温室効果ガスの総排出量では削減目標は達成しなかったが、その他の環境活動目標では、電気使用量、ガス使用量等19項目中14項目で目標を達成した。
- 区の事務事業より排出される温室効果ガスの約70%を電気の使用が占め、都市ガスの使用を含めると95%以上を占めており、区の事務事業における排出量の大部分は施設におけるエネルギーの使用によって排出される二酸化炭素である。
- 規模の大きな施設や学校等のエネルギー使用量が多い施設は、省エネ対策による削減効果が高い。
- 二酸化炭素以外の温室効果ガスは、全体のごくわずかであり、削減による効果は小さい。

第3章 温室効果ガス排出量等の削減目標

3.1 第5次実行計画の目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

・区が所有する施設における温室効果ガス削減目標（基準年度比・排出量）

第5次実行計画 目標排出量（平成34年度目標）

基準年度（平成25年度）比 15%削減

温室効果ガス削減数値目標 23,113 t-CO₂

中長期 目標排出量 （平成42年度目標）

基準年度（平成25年度）比 40%削減

温室効果ガス削減数値目標 16,315 t-CO₂

「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえ策定された国の「地球温暖化対策計画」では、「2030年度において2013年度比26.0%削減」という中期目標を掲げています。

北区においても、更なる温室効果ガス排出量の削減に向けて、第5次実行計画における目標年度までの施設の改修計画や、施設の廃止・新設等も考慮し、温室効果ガス総排出量の目標値を検討・設定しました。

新たな削減目標値となる温室効果ガス目標排出量は、「1.4 計画の期間と基準年度及び目標年度」にて設定した目標年度につき、第4次実行計画の達成状況や施設の更新計画を基礎とし、建築物削減ポテンシャル推計ツール（環境省）を活用した温室効果ガス削減ポテンシャルの積上げにより算定しました。

また、中長期目標排出量（平成42（2030）年度）については、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」にて、政府全体の目標排出量を40%削減としていることに準じ、中長期目標排出量を40%削減と設定・算定しました。

区の事務事業における排出のうち、施設におけるエネルギー使用による排出は温室効果ガス排出量の大部分を占めることから、施設の改修及び設備の運用改善、職員の省エネ行動等の取組みによって大きな削減が期待できます。

(2) 個別の環境活動目標

第4次実行計画において、エネルギー使用量の目標値を達成したにもかかわらず温室効果ガス排出量の目標値は達成しておらず、電力の排出係数の変動の影響によって温室効果ガス排出量は大きく増減します。

このことから、エネルギー種別の使用量の削減目標等を環境活動目標として設定することとします。また、間接的に温室効果ガス排出量の削減に寄与すること、職員の環境配慮行動の促進のため、廃棄物の排出量や用紙購入量も目標を設定します。個別の環境活動目標は表3-1に示すとおりです。

表 3-1 第5次実行計画の環境活動目標

取組項目	項目内容	単位	平成25年度 (基準年度) 実績値	平成34年度目標	平成34年度 数値目標
温室効果ガス総排出量	電気は当該年度の実排出係数で算定	kg-CO₂	27,191,720	基準年度比△15%	23,112,962
電気使用量	使用量	kWh	39,617,795	基準年度比 △3%	38,429,261
ガス使用量	使用量	m ³	3,125,459	基準年度比 △6%	2,937,931
エネルギー使用量 (電気・ガス)	電気及びガス使用量 (エネルギー換算)	GJ	533,432	基準年度比 △4%	512,095
	消費原単位 (延床面積当たり)	MJ/m ²	318		305
公用車 (燃料使用量・公用車 1台あたりの燃料使用量)	燃料使用量合計	GJ	6,585	基準年度比△15%	5,597
	公用車1台あたりの 燃料使用量	GJ/台	38.3		32.5
水道使用量	使用量	m ³	975,245	基準年度比△20%	780,196
公共下水道への排水量	使用量	m ³	999,716	基準年度比△20%	799,773
用紙類の購入量	購入量	枚	36,074,044	基準年度比△15%	30,662,937
廃棄物排出量	可燃ごみ	kg	1,107,395	基準年度比 △5%	1,052,025
	不燃ごみ	kg	199,864		189,871
延床面積		m ²	1,678,722		-

第4章 地球温暖化対策の取組み

第5次実行計画では、事業者としての北区役所が省エネルギー・省資源に努め、温室効果ガスの排出削減に貢献するための、地球温暖化対策に向けた取組みを実行します。

本章では、第5次実行計画の環境目標を達成するため、取組担当者・担当部局ごとに必要とされる取組み行動をまとめています。その取組みを、「日常の取組み」、「区の施設・庁舎・車両管理に関する取組み」、「区が行う公共工事に関する取組み」、及び、「物品調達・契約時の取組み」という4つの視点から整理し、推進します。

原則として、各取組項目に対する取組担当者の定義は表4-1に示すとおりです。

表 4-1 取組項目と担当者

取組項目	取組担当者の定義・種別
1. 日常の取組み	北区に勤務する全ての職員 (業務に直結する所管に限らず、全職員)
	北区環境マネジメントシステムにおいて、各部署で選任された EMS 推進員
2. 区の施設・庁舎・車両 管理に関する取組み	区が所有する施設の維持管理を担当する部署・担当 * 指定管理者施設については、その所管部署・担当、 小・中学校及び幼稚園・認定こども園については、校園長*
3. 区が行う公共工事に 関する取組み	設計等にかかわる部署・担当
4. 物品調達・契約時の 取組み	物品等の調達にかかわる部署・担当

*取組内容等により、教育委員会事務局及びその担当者が担当となる場合があります。

注) 一部の取組項目については、複数の担当及び視点にまたがるものがあります。

4.1 日常の取組み（各職員・関係する所管課）

北区役所では、エコアクション 21 の認証・登録を受けて、エコオフィス活動を進めています。全ての施設について日常の業務における取組を推進するとともに、職員、指定管理者等の環境意識の向上に努めます。また、各部署の EMS 推進員は、職員の代表として、部署内の取組みを把握・管理する役割を担います。

(1) 物品やサービスの使用に当たっての配慮

① エネルギーの使用(電気)

取組項目	取組内容										
<p>1. 電気使用量の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明機器管理 ・ 事務機器の省エネ管理 ・ 空調機器の管理 ・ エレベーターの使用削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室等の使用状況及び来庁者の状況などを見極め、事務等に支障が生じない範囲で以下を原則として、消灯を促進します。なお、昼休み・残業時には必要箇所だけ点灯します。 <table border="1" data-bbox="619 853 1378 1176"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 853 868 902">対処方法</th> <th data-bbox="868 853 1378 902">対処箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 902 868 976">常時点灯</td> <td data-bbox="868 902 1378 976">暗い階段、暗く利用頻度の高いトイレ、利用頻度の高い通路・ホール等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 976 868 1050">昼間消灯・夜間点灯</td> <td data-bbox="868 976 1378 1050">窓際の照明、外灯、明るく利用頻度の低い通路・ホール、明るい階段等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1050 868 1102">半分消灯</td> <td data-bbox="868 1050 1378 1102">暗く利用頻度の低い通路・ホール等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1102 868 1176">使用時のみ点灯</td> <td data-bbox="868 1102 1378 1176">会議室、倉庫、給湯室、ロッカー室、利用頻度の低いトイレ等</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ OA 機器は、使用していない場合は電源を切ります。電源を切ることが難しい場合は、省エネモードにします。退庁時・夜間・休日は、OA 機器の主電源を切り、待機時消費電力を削減します。 ・ 電化製品(テレビ・電気ポット・コーヒーマーカー等)は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるよう努めます。また、使用していない場合・退庁時は電源を切ります。 ・ 個別に温度調節が可能な場合、室内温度は、夏季 28℃、冬季 19℃を目途とし、運転時間は、8:30～17:00 を原則として、これに準じた対応をします。ただし、各事務室の状況に応じて、職員が事務に支障を生じない範囲で温度・運転時間を設定します。 ・ 空調稼動時は、事務に支障を生じない範囲で窓や出入り口等を閉めます。 ・ 夏季におけるクールビズ、冬季におけるウォームビズの工夫により、冷暖房の使用を抑制します。 ・ 使用していない部屋の空調は停止します。 ・ 上下 2～3 階の移動は、階段の利用を心がけます。 	対処方法	対処箇所	常時点灯	暗い階段、暗く利用頻度の高いトイレ、利用頻度の高い通路・ホール等	昼間消灯・夜間点灯	窓際の照明、外灯、明るく利用頻度の低い通路・ホール、明るい階段等	半分消灯	暗く利用頻度の低い通路・ホール等	使用時のみ点灯	会議室、倉庫、給湯室、ロッカー室、利用頻度の低いトイレ等
対処方法	対処箇所										
常時点灯	暗い階段、暗く利用頻度の高いトイレ、利用頻度の高い通路・ホール等										
昼間消灯・夜間点灯	窓際の照明、外灯、明るく利用頻度の低い通路・ホール、明るい階段等										
半分消灯	暗く利用頻度の低い通路・ホール等										
使用時のみ点灯	会議室、倉庫、給湯室、ロッカー室、利用頻度の低いトイレ等										

取組項目	取組内容
・ ブラインド・カーテンの利用	・ ブラインドやカーテンを利用して、熱の出入りを調節します。
・ 定時退庁日（ノー残業デー）の設定	・ 原則として週2日（水曜日と金曜日）はノー残業デーとし、照明・電気機器等の集約的な使用に努めます。なお、変則勤務職場においては、業務の実情に応じて定時退庁日を週2回設定します。

② エネルギーの使用(公用車燃料)

取組項目	取組内容
1. 低公害車・低燃費車等の優先的利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の効率的利用・適正運転により燃料消費を抑制します。 ・ 公用車を使用する際は、次世代自動車をはじめとした低公害車・低燃費車を優先的に利用します。
2. 庁用車の使用抑制日の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水曜日はノーカーデーとし、自動車の使用を控えます。
3. 自転車や公共交通機関の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り、自転車や公共交通機関を利用します。
4. 相乗りの励行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車を使用する際は、可能な限り相乗りに努めます。
5. 経済運転の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブを徹底します。 <ul style="list-style-type: none"> ① ふんわりアクセル「eスタート」を心がけます。 ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転を行います。 ③ 減速時は早めにアクセルを離します。 ④ エアコンの使用は適切に行います。 ⑤ ムダなアイドリングは行いません。 ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発します。 ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備を徹底します。 ⑧ 不要な荷物は積みません。 ⑨ 走行の妨げとなる駐車は行いません。 ⑩ 自分の燃費を把握します。

③ 用紙類の使用

取組項目	取組内容
<p>1. 用紙類の使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料・事務手続きの簡素化 ・ コピー・印刷の適正化 ・ ペーパーレスシステムの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務手続きの簡素化を推進し、紙による作業を必要とする事務を可能な限り削減します。 ・ 両面コピー・両面印刷を行います。複合機やプリンターで複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷、可能な限り縮小・集約印刷とします。 ・ 重複資料の抑制に努めます。 ・ 刊行物は適正部数を作成します。印刷物を刷る場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部がないように配慮します。 ・ 複合機は、枚数や拡大・縮小の誤りなどのミスコピーを防止するため、使用前に各自設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットします。 ・ 複合機やプリンターで印刷する際は、トレイを使い分けるなどして、可能な限り、裏紙(片面使用済みのコピー用紙)を使用します。 ・ 資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図ります。 ・ ポスター、カレンダーなど裏面が活用できる紙は、再利用するよう工夫します。 ・ 裏紙の利用を推進します。その際、各課などで文書の重要性、保存性、対外性などを考慮し、積極的に裏紙を活用します。 ・ 庁内向けの資料等は、庁内ポータルのお知らせに掲載するなど、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を削減します。 ・ 区民又は外部機関等に公表する資料等については、ホームページに掲載するなどして、冊子等の作成は必要最小限の量とします。 ・ 研修・講習会、説明会等では、配付資料を少なくする工夫をします。 ・ 庁内 LAN 上の情報や電子化された資料は、パソコンの画面上での閲覧を原則とし、印刷は最小限に止めます。 ・ 電子区役所の充実を推進することにより、より一層のペーパーレスシステムを推進します。 ・ 庁内で使用している PC をはじめとした電子機器の更新の際は、ペーパーレスシステムを念頭においた更新を検討します。
<p>2. 再生紙使用マークの印刷</p>	<p>3. 印刷物（コピー用紙、印刷用紙）は古紙パルプ配合率が可能な限り高いものを使用し、再生パルプ使用率を印刷物に明記します。</p> <p>* 表示例</p> <p>R マーク（3R 活動推進フォーラム）</p> <p>※古紙配合率 100%の再生紙の場合</p> <div style="text-align: right;">  <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p> </div>

取組項目	取組内容
4. 使い捨て製品の使用自粛	・ ペーパータオル、紙コップ等の使い捨て紙製品の使用は控えます。
5. 使用量の把握・管理	・ 紙類購入量を定期的に把握し、適正な管理を行います。

④ 水の使用

取組項目	取組内容
1. 水使用量の抑制 ・ トイレ用水の水量調節	・ 手洗い時、トイレ使用时、洗い物においては、日常的に節水を励行します。

⑤ EMS 推進員の取組み

取組項目	取組内容
1. 各部署での環境保全に関する取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境目標・環境活動計画を作成します。 ・ 環境活動計画に基づく活動の実施と、環境目標達成の評価を行います。 ・ 環境教育・訓練計画を作成し、実施します。 ・ 環境関連情報（情勢、法規等）を把握します。 ・ 毎年更新される環境活動レポートの内容を把握します。
2. EMS 説明会・研修会への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育・訓練の一環として、EMS 説明会・研修会に参加します。 ・ 研修の内容を各部署で周知し、水平展開を図ります。
3. エコアクション 21 内部監査・外部審査の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部署の取組みをチェックし、参考となる考え方や工夫を取り入れます。 ・ エコアクション 21 認証維持に向け、環境マネジメントシステムの円滑な運用に貢献します。

(2) 廃棄に当たっての配慮

① 資源化・リサイクル

取組項目	取組内容
1. 用紙類の資源化 ・ 分別収集の徹底	・ 資源・ごみは「ごみ分別ガイドライン」（巻末資料参照）に基づき、庁舎ごみの分別を徹底します。
2. 廃棄文書、図書等の資源化 ・ 外部利用の考慮	・ 保存年限を過ぎた機密文書類は、定期的に機密文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託するなど、機密の保持とリサイクルに取り組みます。
3. 容器又は包装の資源化	・ 納入業者・委託業者等へ納品の際の梱包、包装等の削減を要請します。 ・ 包装・梱包(段ボール等)の削減、再使用に取り組みます。
4. ごみの発生抑制	・ 業者が持参するパンフレット等の受領は、必要最低限とします。 ・ 片面が利用できる用紙類は、ごみとしません。
5. 製品の再利用(繰り返し使用)	・ 使用していない備品等は、東京都北区再利用物品取扱要綱に基づき、各課又は各施設等で再利用物品としてのリサイクルを推進します。また、再利用物品につき、庁内 LAN 等を用い広く周知します。 ・ 用紙、事務用品は可能な限り再利用します。 ・ 容器又は包装の再利用を推進します。 ・ 使用済み封筒等の再利用を行います。 ① 使用済み封筒は、交換便などに活用します。 ② 連絡文書については、封筒は使用せず、使用済みの厚紙やポスター等を台紙として回覧します。
6. トナーカートリッジの回収	・ 複合機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルートを確立し、リサイクルに取り組みます。

(3) 事業活動を通じた地球温暖化対策の取組み

取組項目	取組内容
1. 省エネルギー活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員がエアコン、照明、パソコン等の使用においてエネルギーの無駄がないかを点検します。 ・ 児童・生徒等に対し、こまめに照明のスイッチを切る等、省エネルギーの指導を行います。
2. 省資源・リサイクル活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民・事業者と協働し、3R活動を推進します。 ・ 職員、児童・生徒等が協力してリサイクル活動を推進します。
3. 環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習の機会を通じて、エネルギーや地球温暖化などを取り上げ、区民の環境意識の向上を図ります。 ・ 区のイベント参加者や来庁者に対し、使用后不要になった持ち込み品やごみを持ち帰るよう呼びかけます。
4. カーボンオフセットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催等による二酸化炭素排出量に対して、カーボンオフセットの活用を検討します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(カーボンオフセットとは)</p> <p>日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。</p> <p>例えば、イベント等での活用方法としても、用いる資材をリユース・リサイクル品でまかなったり、ごみが極力出ないような開催を心がけたり、環境に配慮した事業者・団体を選定するなど、まずできることとしても様々な方法が考えられます。</p> </div>

4.2 区の施設・庁舎・車両管理に関する取組み

主に施設管理者が行う区の施設・庁舎管理に関する取組みを整理しています。

施設や設備の管理に関わる取組みは省エネ効果が大きく、計画に直接関与する取組みとなります。職員が直接施設の管理を行っている施設や学校等、また、指定管理者が設備管理を行っている施設など、それぞれの施設の状況に合わせて、実施が可能な取組みを積極的に推進します。

(1) 物品やサービスの使用に当たっての配慮

① エネルギーの使用(電気・ガス・その他燃料)

取組項目	取組内容
<p>1. 電気・ガス使用量の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明機器の管理 ・ 空調機器の管理 ・ エレベーターの使用削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用していない場所・時間帯におけるこまめな消灯を行います。 ・ 点灯時間の適正化による照明使用時間の短縮を行います。 ・ 蛍光管の間引きや昼休みの消灯などを行うことにより、管理区域内での安全が確保できるかを検討し、可能な限り消灯します。 ・ 建物・建造物のライトアップは、適切な点灯時間帯を設定するか、休止します。 ・ 照明器具を定期的に清掃・交換するなど適正に管理し、照度を確保します。 ・ 室内照明機器、屋外灯及び投光器・防犯灯等の各照明設備は、更新時にLED照明へ切り替えを推進します。 ・ 避難口・通路誘導灯は、更新時にLED高輝度誘導灯へ切り替えを推進します。 ・ トイレ等への人感センサーの導入を検討します。 ・ 室内温度は、夏季28℃、冬季19℃を目途に過度にならないように適切に調整します。運転時間は、原則として8:30～17:00とします。なお、各施設における利用状況に応じて、適正な温度・運転時間等を設定します。 ・ 外気温度が概ね20℃～27℃の中間期は、窓の開閉等により外気取入量を調整し室温を調節します。 ・ 空調機フィルターの定期的な清掃・交換等、適正管理を行い、エネルギーの損失等を防ぎます。 ・ 空調機器設備・熱源機の起動時刻の適正化を図ります。 ・ 空調負荷低減を図るため、効果の見込める箇所に対して高性能断熱サッシの導入を検討します。 ・ 空調機のスイッチ付近に、空調エリアを表示します。 ・ 同一箇所に複数のエレベーターが設置されている場合は、利用状況により、運転台数を減らす運用を検討します。 ・ 閉庁日、休館日及び夜間のエレベーターの運転台数を調整します。

取組項目	取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラインド・カーテンの利用 ・ ボイラー等の適正運転の管理、燃焼効率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラインドやカーテンを利用し、熱の出入りを調節します。 ・ 緑のカーテンを設置し、夏季の日射を遮り、冷房に要する消費電力を削減します。 ・ 熱源機器(冷凍機・ボイラー等)の冷水・温水出口温度の設定を、運転効率が良くなるよう可能な限り調整します。 ・ 湯沸器・温水器は、タイマー制御が可能なものは利用実態に合わせて時間設定をします。 ・ ボイラーや燃焼機器の空気比(空気過剰係数)を低く抑えて運転し、排ガスによる熱損失、送風機の消費電力を削減します。 ・ ボイラー水質の管理基準値を満たす範囲内で、ボイラーのブロー量を削減する調整を行います。 ・ 熱搬送ポンプを複数台設置している場合は、負荷に応じた運転台数に調整します。 ・ 熱源機器(冷凍機・ボイラー等)の定期点検等、適正管理を行い、エネルギーの損失等を防ぎます。
<p>2. 使用量の把握・管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気・ガス・その他燃料の使用量を定期的に把握し、適正な管理を行います。 ・ エネルギー使用量の把握・管理を目的とした、デマンド監視装置及びBEMS(ビルエネルギー管理システム) データ等の導入を検討し、取組の進捗・効果の検証を行います。 ・ 消費電力の大きい機器を利用する施設では、同時使用を避けたり、ピーク時間帯を回避したりすることで、「ピーク電力」を抑えます。 ・ 施設に応じて「管理標準」を定めて管理します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(管理標準とは)</p> <p>「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」で義務付けられている、エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領(運転管理、計測・記録、保守・点検)を定めた管理マニュアルのことです。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手元で節電できるよう、スイッチ付テーブルタップの導入を検討します。
<p>3. エネルギー消費の少ない自動販売機の導入・更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新の際は以下の条件を満たす環境配慮型製品の使用を設置業者・メーカー等に依頼します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 省エネ法で定めるエネルギー消費効率(年間消費電力量 kWh/年)を上回らないこと ② ノンフロン機であること ③ 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)が含有率基準値を超えないこと ④ 使用済み自動販売機の回収リサイクル

取組項目	取組内容
4. 自動販売機の台数の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の台数を見直し、省エネを図ります。

② エネルギーの使用(公用車燃料)

取組項目	取組内容
1. 台数の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の使用状況を考慮し、台数の見直しを行います。
2. 車両整備	<ul style="list-style-type: none"> タイヤの空気圧を定期的を確認し、適正值(メーカー指定の空気圧)に保つことにより燃費を向上させます。 排気ガス・騒音のレベルを抑えるため定期的に適正な車両整備を行います。
3. 使用量の把握・管理	<ul style="list-style-type: none"> 公用車燃料の使用量を定期的に把握し、適正な管理を行います。

③ 水の使用

取組項目	取組内容
1. 水使用量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> 日常的な節水の励行 水漏れ点検の徹底 公用車の洗車方法の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 冷温水発生機・クーリングタワーの稼働に伴い使用される水の量が適正に保たれるよう設備の管理を行います。 噴水・流水は、利用者の状況、効果等を勘案し、適正な稼働時間を設定するか、休止します。 水道使用量の定期的点検により、漏水を早期に発見し修繕を行います。 公用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合はバケツを利用するなど、節水を励行します。
2. 水利用の合理化 <ul style="list-style-type: none"> 節水器具の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の利用(雨水貯留等)を検討します。 雨水の地下浸透(透水性舗装、浸透枘等)を検討します。 改修時には、節水器具の導入を推進するとともに、バルブ調整により水量・水圧の調節等を図ります。
3. 使用量の把握・管理	<ul style="list-style-type: none"> 水道使用量を定期的に把握し、適正な管理を行います。

(2) 廃棄に当たっての配慮

① 資源化・リサイクル

取組項目	取組内容
1. 用紙類等の資源化 ・分別収集の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 紙、プラスチック、金属、飲料用びん・缶等のリサイクル可能なものについて、リサイクルルートを確立するとともに、分別回収ボックスを適正に配置するなどにより、ごみの分別を徹底します。 来庁者、施設の利用者等も利用しやすい紙パック・発泡トレイ回収用容器（通称：サンクルポスト）を設置し、掲示等により分別を呼びかけます。
2. 生ごみの資源化	<ul style="list-style-type: none"> 食堂・レストランにおける厨芥類等の有機物質については、可能な限りコンポスト化(堆肥化)し、土壌に還元、利用します。 廃食用油のリサイクルルートを確立し、せっけん等への再利用を推進します。 生ごみや落ち葉の堆肥化を推進します。
3. 資源物の分別保管施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> 資源物を適切、有効に利用するため、分別保管施設を設置します。
4. リサイクルへの要請	<ul style="list-style-type: none"> 回収した資源・ごみが確実にリサイクルされるよう委託業者等に確認します。
5. ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 給食供給施設については、購入・消費量を適切に管理し、残菜の減量化を推進します。

(3) 管理・修理等の運用事項

① 水の有効利用

取組項目	取組内容
1. 排水再利用設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> 中水利用を検討します。
2. 雨水利用設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> 天水桶等や雨水利用設備等を設置するなど、雨水利用を検討します。 雨水を地下浸透させる設備(浸透枡等)の設置を検討します。 地盤沈下が問題となる地域にあつては、地下水汲み上げの削減を図ります。

② 温室効果ガスの排出抑制

取組項目	取組内容
1. 温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に購入、使用します。 ・ 特定フロンを含む製品(冷却設備、空調設備、ハロン消火設備等)は極力購入しません。 ・ 特定フロン、HFC を使用している製品を廃棄する際は、適切な回収、適正処理を行います。
2. フロン類の適正管理 (フロン排出抑制法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷媒としてフロン類が充填されている製品（第二種特定製品を除く業務用エアコンや冷蔵機器、冷凍機器など）に対し、フロン排出抑制法で義務付けられている簡易点検（3 か月に 1 回以上）を実施し異常がないか確認・記録します。

③ 化学物質対策

取組項目	取組内容
1. 化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質対策として、以下の事項に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 土壌汚染の可能性が予想されるときは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく手続きにより処理を行います。 ② 解体する建物などにアスベストが使用されていたときは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく手続きにより処理を行います。 ③ 健康への影響を考慮し、ホルムアルデヒド等の放散量が少ない建材を使用します。 ・ 有害性のおそれのある化学物質の表示を徹底します。 ・ 化学物質の安全性に関する情報伝達のための SDS(安全データシート)による管理を行います。 ・ 使用した有害物質を回収するシステムを確立し、適正に処理します。 ・ 有害物質の保管等に当たり、事故や災害時などの緊急事態を想定して、汚染防止のための対応や訓練の実施を検討します。 ・ 化学物質排出移動量届出制度(PRTR)にもとづく取り組みを行います。 ・ 燃料油や溶剤等の揮発を防止します。 ・ 屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減に努めます。

④ 排水処理

取組項目	取組内容
1. 排水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁の少ないプロセス・機器(油の回収・再利用等)の採用を検討します。 ・ 排水処理装置を適切に設置します。

4.3 区が行う公共工事に関する取組み

公共工事は一般事務と比べ、環境に及ぼす影響が大きく、また、様々な影響を及ぼす可能性があることから環境への配慮を適切に行うことが必要です。

公共工事にあたっては、北区が行う環境マネジメントシステムの主旨の理解に努め、環境に配慮した資材及び工法を選定するなど、構想・計画段階から省資源、省エネルギー対策や工法・資材の選択などの環境配慮に努めることで、地球温暖化防止を推進します。また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）の施行により、建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務や届出等の規制措置が必要となりました。このことを受けて、一定規模以上の施設の新築や増改築は、エネルギー消費性能の確保のため、施設整備の企画・予算化段階より、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ります。

(1) 省エネルギー機器への更新・導入

① エネルギーの使用

取組項目	取組内容
1. 施設等の改修時に検討を要する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根、壁、床等に断熱材の採用を検討します。 ・ 複層ガラス、二重サッシ、断熱フィルム、断熱性塗料等の採用を検討します。 ・ 都市ガスを用いて需要地で発電を行い、その排熱を冷暖房や給湯などに利用するガスコージェネレーション(熱電併給)システムや BEMS(ビルエネルギー管理システム) の採用を検討します。 ・ 人感センサー・明るさセンサーなど照明の自動制御設備を導入します。 ・ あらかじめ設定された時刻・時間帯ごとに、照明の箇所、照度などを自動制御する設備の採用を検討します。 ・ 負荷の変動が予想される動力機器において、回転数制御が可能なインバーターの採用を検討します。 ・ 換気の際に屋外に排出される熱を回収して利用することのできる全熱交換器の採用を検討します。 ・ 従来機との比較で機器性能（APF,COP 等）の高いヒートポンプエアコンの採用を検討します。 ・ 排熱・潜熱回収システムにより熱効率が 95%程度となる高効率ガス給湯器の採用を検討します。

② エネルギーの有効利用

取組項目	取組内容
1. 太陽光等の再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー対策として、太陽光、太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギーの活用、高効率機器の選定等を検討します。 自然光を取り入れる工夫をします。 自然光に配慮した照明器具を可能な範囲で配置します。
2. 断熱性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 外気の流入・遮断が可能な建具を可能な範囲で採用します。 複層ガラス、熱反射ガラスを可能な範囲で採用します。
3. エネルギー利用の合理化	<ul style="list-style-type: none"> コージェネレーションシステムの導入を検討します。
4. 省エネルギー型建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 設置する機器の選定にあたっては、環境への負荷が小さい機器を選定します。 エレベーター運転の高度制御装置の導入を検討します。 LED 照明機器の導入を推進します。
5. 深夜電力の活用	<ul style="list-style-type: none"> 深夜電力利用機器の導入を検討します。
6. スマートコミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> 再開発や公共施設の更新・整備等をまちづくりの機会として、蓄電池や燃料電池、コージェネレーション等を総合的に組み合わせたスマートコミュニティや自立・分散型エネルギーシステムの構築等について検討を進めます。

(2) 廃棄にあたっての配慮

① 廃棄物の減量

取組項目	取組内容
1. 建設副産物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物の抑制を図ります。発生抑制及び適正処理に係る基準は以下のとおりです。 建設副産物対策基準 ①「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に該当する工事については、法律に基づく手続きにより処理を行います。 ②上記の対象建設工事に該当しない工事で発生する建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく手続きにより適正に処理します。 ③建設副産物の削減のため、リサイクル可能な建設副産物については、積極的利用を進めます。 ④建設副産物の発生が少ない施工方法などを採用します。 ⑤建設発生土の再利用を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> 発生を抑制する工法、使用資材を採用します。

取組項目	取組内容
2. 資源物の分別保管施設の設置	・ 資源物を適切、有効に利用するため、分別保管施設を設置します。

(3) 設計・施工段階の配慮

① 公共工事の設計

取組項目	取組内容
1. 公共工事の設計における環境配慮基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築、設備(電気、機械)、土木など、区で行う工事の設計を行うときは、次の基準に基づいて実施します。 (1)基本事項 <ul style="list-style-type: none"> ①設計に際しては、関連する環境法令などを遵守し、設計に反映します。 ②設計委託に際しては、委託業者等に本環境配慮基準を参照するよう指導します。 (2)環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ①省エネルギー、省資源、廃棄物などを考慮した建物とし、周辺の自然環境と調和した建物とします。 ②省資源対策として、雨水利用などを検討します。 ③地下水の涵養対策として、透水性舗装、雨水浸透枳などを検討します。 ④省エネルギー対策として、太陽光、太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギーの活用、高効率機器等の選定などを検討します。 ⑤建設副産物の抑制を図ります。 ⑥緑の確保に努め緑化を推進します。また、壁面・屋上緑化なども検討します。 ⑦生態系の保全など地域の自然環境との調和を保ちながら、景観の保全・配慮を行います。 ⑧再生建設素材・資材など、環境負荷の少ない建材の使用を進めます。 ⑨地球温暖化対策の観点から、国産材の利用を進めます。 ⑩設置する機器の選定にあたっては、環境への負荷が小さい機器を選定します。 ⑪環境への負荷が少ない工法を選択します。
2. 公共施設の新築及び改修時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以上の公共施設の新築及び改築（増築含む）について、建築物省エネ法におけるエネルギー消費性能を確保するため、施設整備の計画段階から省エネルギー設備等の導入や再生可能エネルギーの活用を検討します。

② 緑化等

取組項目	取組内容
1. 周辺や屋上の緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地・屋上の緑化 ・ 在来種を用いた緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系の保全等地域の自然環境との調和を保ちながら、緑化を推進します。 ・ 景観の保全・配慮を行います。

③ 温室効果ガスの排出の少ない設備の導入

取組項目	取組内容
1. 工事車両からの温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬車両台数・運転時間・運搬ルート等、運行方法を事前検討します。 ・ 国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械一覧を業者に配布し、使用を促します。 ・ 環境への負荷が少ない工法を選択します。選択の際の採用基準は以下のとおりです。 環境負荷の少ない工法の採用基準 ①工事に際しては、環境・建設関連法令を遵守し、工事に伴う公害防止を図ります。 ②「騒音規制法」・「振動規制法」に基づく特定建設作業及び、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく指定建設作業の実施にあたっては、特に近隣への配慮を行います。 ③工事により発生する騒音・振動・粉じんを抑制し、大気や水質の汚染防止に努めるため、工事の工法などを十分に検討します。また、工事で使用する機械は、騒音・振動などを抑えた建設機械を採用します。

④ 水の有効利用（再掲）

取組項目	取組内容
1. 水利用の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 節水器具の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水の利用(雨水貯留等)を検討します。 ・ 雨水の地下浸透(透水性舗装、浸透枡等)を検討します。 ・ 改修時には、節水器具の導入を推進するとともに、バルブ調整により水量・水圧の調節等を図ります。

⑤ 温室効果ガスの低減に資する素材の選択

取組項目	取組内容
1. 環境負荷の少ない型枠の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合板型枠の効率的・合理的利用を推進します。 ・ 鋼板等の型枠使用に努めます。 ・ 柱・はり等の型枠の使用削減に努めます。 ・ 型枠を使用しない工法の採用を検討します。

取組項目	取組内容
2. 再生資材の利用	<ul style="list-style-type: none"> 再生建設素材・資材等、環境負荷の少ない建材の使用を推進します。

(4) 管理・修理・解体段階

① 水の有効利用（再掲）

取組項目	取組内容
1. 排水再利用設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> 中水利用を検討します。
2. 雨水利用設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> 天水桶等や雨水利用設備等を設置するなど、雨水利用を検討します。 雨水を地下浸透させる設備(浸透枘等)の設置を検討します。 地盤沈下が問題となる地域にあっては、地下水汲み上げの削減を図ります。

4.4 物品調達・契約時の取組み

環境物品やサービスの購入に際しては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、品質や価格だけでなく、環境に配慮した物品の購入や環境負荷の小さいサービスなどを選択する取組を推進しています。

また、温室効果ガス等の削減を図り、環境への負荷の少ない製品の選択を更に進めるため、価格以外の要素を考慮した環境配慮契約の取組を推進していきます。

(1) グリーン購入

① 用紙類の購入

取組項目	取組内容																			
(情報用紙) <ul style="list-style-type: none"> 古紙配合率の高い用紙の使用 市中回収古紙を使用した製品の使用 白色度の低い製品の使用 (印刷用紙) <ul style="list-style-type: none"> 古紙配合率の高い印刷物の発注 非塗工紙の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 紙類の購入又は印刷を行う時は、可能な範囲で次表の基準に基づいて紙類を選定します。 <table border="1" data-bbox="603 931 1366 1615"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">紙類</td> <td>コピー用紙</td> <td>総合評価値 80 以上</td> </tr> <tr> <td>カラー用紙</td> <td>古紙パルプ配合率 70%以上</td> </tr> <tr> <td>封筒</td> <td>古紙パルプ配合率 40%以上</td> </tr> <tr> <td>窓あき封筒</td> <td>古紙パルプ配合率 40%以上 窓部分のプラスチックフィルムは、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上、又は、植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものであること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">印刷物</td> <td>冊子</td> <td>本文・表紙とも古紙配合率 70%以上 本文は白色度 70%以下 表面塗工の少ないこと</td> </tr> <tr> <td>パンフレット類</td> <td>多色刷・写真有 = 古紙配合率 40%以上 多色刷・写真無 = 古紙配合率 50%以上 単色刷 = 古紙配合率 70%以上 できるだけ白色度の低いものを使用 プラスチックコーティングされていない</td> </tr> <tr> <td>ポスター</td> <td>古紙配合率 40%以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> コピー用紙、印刷用紙には、古紙パルプ配合率が可能な限り高いものを選定します。 バージンパルプが原料に使用されている場合は、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものを選定します。 	区分	品名	基準	紙類	コピー用紙	総合評価値 80 以上	カラー用紙	古紙パルプ配合率 70%以上	封筒	古紙パルプ配合率 40%以上	窓あき封筒	古紙パルプ配合率 40%以上 窓部分のプラスチックフィルムは、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上、又は、植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものであること	印刷物	冊子	本文・表紙とも古紙配合率 70%以上 本文は白色度 70%以下 表面塗工の少ないこと	パンフレット類	多色刷・写真有 = 古紙配合率 40%以上 多色刷・写真無 = 古紙配合率 50%以上 単色刷 = 古紙配合率 70%以上 できるだけ白色度の低いものを使用 プラスチックコーティングされていない	ポスター	古紙配合率 40%以上
区分	品名	基準																		
紙類	コピー用紙	総合評価値 80 以上																		
	カラー用紙	古紙パルプ配合率 70%以上																		
	封筒	古紙パルプ配合率 40%以上																		
	窓あき封筒	古紙パルプ配合率 40%以上 窓部分のプラスチックフィルムは、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上、又は、植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものであること																		
印刷物	冊子	本文・表紙とも古紙配合率 70%以上 本文は白色度 70%以下 表面塗工の少ないこと																		
	パンフレット類	多色刷・写真有 = 古紙配合率 40%以上 多色刷・写真無 = 古紙配合率 50%以上 単色刷 = 古紙配合率 70%以上 できるだけ白色度の低いものを使用 プラスチックコーティングされていない																		
	ポスター	古紙配合率 40%以上																		

取組項目	取組内容
	<p>* バージンパルプ原料選定の際に参考となる表示例</p> <p>○FSC 森林認証制度マーク (森林管理協議会) ○間伐材マーク ○PEFC 森林認証プログラム</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷物は、リサイクル対応型印刷物（リサイクル適性 A・B ランク）として発注します。 ・ 伝票・事務用箋等、その他の紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図ります。 ・ 再生パルプ使用率を印刷物等に明記します。 ・ 再生できる用紙類の購入を進め、ノーカーボン紙、感熱紙、ビニールコート紙の使用を避けます。
<p>(衛生用紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生紙が使用されている製品の使用 ・ ムダが出ない工夫がされた製品の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレtpペーパー購入時には、以下に示す環境配慮製品を選択します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 古紙パルプ配合率 100%であること ② シングル巻きであること ③ 芯なしタイプであること ④ 白色度が過度に高くないこと ⑤ 無着色・無着香であること

② 電気製品

取組項目	取組内容
<ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギー消費効率の高い製品の導入 2. エネルギー消費効率の高い製品への更新 3. 適正規模の機器選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下①～⑬を購入する際、エコマーク、省エネマークなどの環境ラベリングやグリーン購入ネットワークの購入ガイドを参考に購入します。 <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ① OA 機器 ② 家電 ③ 電球 ④ 蛍光管 ⑤ 照明器具 ⑥ 洗濯機 ⑦ 冷蔵庫 </div> <div style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 個別制御エアコン ⑨ テレビ ⑩ 熱交換型換気扇 ⑪ パッケージ型冷房機 ⑫ 自動パワーオフ製品 ⑬ 簡易印刷機 </div> </div>

③ 文具・事務機器等

取組項目	取組内容										
<p>1. 環境に配慮した製品の購入</p>	<p>・ 文具・事務機器等については、エコマーク、省エネマークなどの環境ラベリングやグリーン購入ネットワークの購入ガイドを参考に購入します。</p> <p>* 参考となる環境ラベル等</p> <table border="1" data-bbox="611 521 1372 1505"> <tbody> <tr> <td data-bbox="611 521 935 692"> <p>○エコマーク</p>  </td> <td data-bbox="935 521 1372 692"> <p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品（認定品はグリーン購入法に適合している）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 692 935 844"> <p>○グリーンマーク</p>  </td> <td data-bbox="935 692 1372 844"> <p>原料に古紙を規定の割合以上使用している製品</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 844 935 1037"> <p>○JOIFA グリーンマーク</p>  </td> <td data-bbox="935 844 1372 1037"> <p>グリーン購入法に適合したオフィス家具製品</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1037 935 1319"> <p>○省エネマーク</p>  </td> <td data-bbox="935 1037 1372 1319"> <p>省エネ法により定められた省エネ基準の達成状況を示す (左) トップランナー基準を達成した製品 (省エネ基準達成率 100%以上) (右) トップランナー基準未達成 (100%未満) の製品</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1319 935 1505"> <p>○国際エネルギースタープログラム (エネスタ)</p>  </td> <td data-bbox="935 1319 1372 1505"> <p>国際エネルギースタープログラム基準に適合した製品（消費電力に係る判断の基準を満たしている）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	<p>○エコマーク</p> 	<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品（認定品はグリーン購入法に適合している）</p>	<p>○グリーンマーク</p> 	<p>原料に古紙を規定の割合以上使用している製品</p>	<p>○JOIFA グリーンマーク</p> 	<p>グリーン購入法に適合したオフィス家具製品</p>	<p>○省エネマーク</p> 	<p>省エネ法により定められた省エネ基準の達成状況を示す (左) トップランナー基準を達成した製品 (省エネ基準達成率 100%以上) (右) トップランナー基準未達成 (100%未満) の製品</p>	<p>○国際エネルギースタープログラム (エネスタ)</p> 	<p>国際エネルギースタープログラム基準に適合した製品（消費電力に係る判断の基準を満たしている）</p>
<p>○エコマーク</p> 	<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品（認定品はグリーン購入法に適合している）</p>										
<p>○グリーンマーク</p> 	<p>原料に古紙を規定の割合以上使用している製品</p>										
<p>○JOIFA グリーンマーク</p> 	<p>グリーン購入法に適合したオフィス家具製品</p>										
<p>○省エネマーク</p> 	<p>省エネ法により定められた省エネ基準の達成状況を示す (左) トップランナー基準を達成した製品 (省エネ基準達成率 100%以上) (右) トップランナー基準未達成 (100%未満) の製品</p>										
<p>○国際エネルギースタープログラム (エネスタ)</p> 	<p>国際エネルギースタープログラム基準に適合した製品（消費電力に係る判断の基準を満たしている）</p>										

取組項目	取組内容
2. 環境に配慮した文具類の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすものを使用します。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこととします。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料（一度市場に出荷された使用済みの製品を回収し、再生した材料）からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 20%以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <p>* 環境ラベルの「エコマーク」がある文具類は上記事項を満たします。</p>
3. 環境に配慮したオフィス家具等の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要材料がプラスチックのオフィス家具については、再生プラスチックの割合が 10%以上のものを使用します。 ・ 主要材料が木質のオフィス家具については、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること、また、ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg/m³ h 以下のものを使用します。 ・ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上可能なものを使用します。 <p>* 環境ラベルの「エコマーク」または「JOIFA グリーンマーク」があるオフィス家具類は上記事項を満たします。</p>

④ 容器・包装材

取組項目	取組内容
1. 簡易包装された商品の購入	<ul style="list-style-type: none"> 簡易包装された商品や詰め替え可能な製品を優先的に購入、使用します。
2. 詰め替え可能な製品の購入	<ul style="list-style-type: none"> 詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用に努めます。
3. リサイクルの仕組みが確立している包装材の選択	<ul style="list-style-type: none"> 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用します。(表紙ととじ具を分けて、部品を再使用・再生利用・分別廃棄できるファイル等)
4. 梱包・包装の削減	<ul style="list-style-type: none"> 納入業者・委託業者等への納品の際の梱包・梱包資材等の削減を要請します。

⑤ その他

取組項目	取組内容
1. 再利用が可能な製品の購入	<ul style="list-style-type: none"> 木材の調達に当たり、跡地の緑化・植林・環境修復が適切に行われていることに配慮するか、又は、可能な限り跡地緑化等を考慮します。その他、無漂白製品(衣料品等)、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入、使用します。 使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入の抑制を図ります。 電池は、なるべく繰り返し使える充電式のものを使用します。
2. 長期使用が可能な製品の購入	<ul style="list-style-type: none"> 修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用します。
3. 運送時車両の低公害化	<ul style="list-style-type: none"> 物品等の買い入れに際しては、委託業者等に対し、ディーゼル車規制適合車による配送とするよう指導します。
4. 環境ラベリング商品の購入	<ul style="list-style-type: none"> その他、物品等の買い入れに際しては、環境ラベリング商品を優先します。

(2) 環境配慮契約

① 環境配慮契約の導入

取組項目	取組内容
1. 電力の供給を受ける契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力の供給を受ける契約の競争入札を行う際には、「東京都北区電力の供給を受ける契約に係る環境配慮方針」に従い、価格のみの判断ではなく、温室効果ガス等による環境負荷についても考慮した契約を締結します。
2. 自動車の調達に関する契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の導入の際にはグリーン購入法の基準を満たすものを対象に、環境性能（燃費）と価格の両面から評価します。 ＊ 下記いずれかの自動車であること ①次世代自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車 ②ガソリン車、ディーゼル車、LP ガス車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃費基準および排出ガス基準をみたとすこと。燃費基準にあたっては、2020 年度燃費基準を参照とすること。
3. 省エネルギー改修事業 (ESCO 等)に係る契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ ESCO 事業や省エネ改修などの取組みをより一層推進します。
4. 環境に配慮した OA 機器の調達	<ul style="list-style-type: none"> ・ OA 機器の調達を行う際には、次の内容に留意して調達します。 ①可能な限り台数の削減に努めること。 ②機種ごとの標準消費電力量（TEC 値）を参考に消費電力量の少ない機種を導入を検討すること。 ③消耗品の調達・メンテナンス効率化を図ること。 ④機器の使用実態を把握し、用紙使用等の削減に努めること。
5. 建築設計に係る契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務を発注する際には、次の内容を仕様書に記載します。 ① 設計業務の実施に当たっては、北区が行う環境マネジメントシステムの主旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。 ② 区有建築物を通して地球温暖化の防止やヒートアイランド対策など、持続可能な環境づくりを推進します。 ・ 優れた環境配慮設計を取り入れるため、建築物の建設又は大規模な改修に係る設計業務を発注する際の環境配慮型プロポーザル方式を検討します。

5.2 点検・評価

点検・評価は、環境マネジメントシステム実施体制のもと、PDCA サイクルの考え方に基づき、継続的な環境負荷の低減に取り組み、環境目標の達成を図ります。

各部署の EMS 推進員は、毎月のエネルギー使用量実績を把握して、推進責任者及び各部長への報告を行い、「環境活動報告書」として事務局に提出します（上・下半期）。

事務局は、各部署からの報告に基づき、取組み状況や目標設定状況について、総合的に点検・評価を行います。

また、区役所の内外から環境活動の進捗・推進状況を確認するため、エコアクション 21 に基づく、外部審査・内部監査を毎年実施し、その結果をこれからの活動に反映させます。

5.3 進捗状況の公表

第 5 次実行計画の内容及び取組状況等について、次に示す方法で職員をはじめ、区民・事業者等に広く公表します。

(1) 環境活動レポート

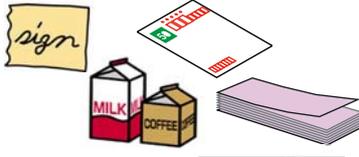
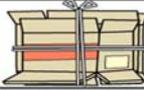
本計画の取組状況、温室効果ガスの排出量等を 1 年ごとにとりまとめ、「環境活動レポート」を作成します。レポートは、北区公式ホームページに掲載し、広く公表します。

(2) 北区の環境

毎年、発行される「北区の環境」に、実行計画の実施結果を掲載します。

<巻末資料>

ごみ分別ガイドライン

古紙	①ミックスペーパー 	<ul style="list-style-type: none"> 感熱紙・ノーカーボン紙 【B5サイズ未満の小さい紙類】 メモ用紙・ふせん・はがき・封筒・名刺・シュレッダーくず・本 菓子箱・新聞紙の切れ端・ダンボールの破片 窓付封筒（プラ製の窓フィルムは外してください） 飲料紙パック（内側がアルミコーティングされているものは可燃ごみ）
	②コピー用紙 	<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙（再生紙・ざら紙など） コンピューター用紙
	③新聞紙 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞紙・ローカル新聞・政党の機関誌・北区ニュース
	④その他の紙 	<ul style="list-style-type: none"> 【B5サイズ以上の紙】 色のついた紙・共済だより（互助会紙等）・組合ニュース 雑誌・パンフレット・大きな菓子箱・大型の本
	⑤ダンボール 	<ul style="list-style-type: none"> まとめて保管してください（小さい切れ端も含む）。
<p>※古紙全般に関する注意事項※</p> <p>汚れのついた紙やシールやテープの付着した紙、特殊加工した紙、せっけん、線香などの匂いがついた紙はリサイクルできません。可燃ごみとしてください。</p>		
びん・缶 ペットボトル	⑥飲料用びん・缶 	<ul style="list-style-type: none"> 中身のない飲料用のびん・アルミ缶・スチール缶 キャップやふたを外し、すすいで水を切ってから出してください。 飲料以外のびん類・缶類、薬品や化粧品などのびん、陶磁器、油のびん、割れたびん、コップ、菓子やお茶の缶、スプレー缶、ペンキ缶やなべ、やかん、食用油など汚れの取れないものは、「⑩金属・ガラス・陶器ごみ」に分別してください。
	⑦飲料用ペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> 中身のない飲料用のペットボトル ペットボトル回収は自動販売機設置施設のみです。個人が持ち込んだペットボトルは購入したお店に戻すか、持ち帰り処分してください。 個別の案件については、各所管及び施設管理者の指示に従って排出してください。
可燃ごみ	⑧生ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> 茶ガラ・食べ残し
	⑨紙くず 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済みのティッシュ・汚れた紙・カーボン紙・シールやラベルの台紙・折り紙の金紙・銀紙・写真（専用印刷紙）・アルミコーティングしてある飲料紙パック等・お菓子の銀紙・ガムテープやシールの貼ってある紙
	⑩その他可燃ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> 鉛筆・とじひも・割り箸
プラごみ	⑪プラスチック類 	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製品（文具やバインダー等） 発泡スチロール・ラップ 飲料用以外のペットボトル お菓子の袋・コンビニ弁当の容器・レジ袋 合成皮革類
金属・陶器・ガラスごみ	⑫金属・ガラス・陶器・革類 	<ul style="list-style-type: none"> 飲料用以外の「びん」や「缶」 金属製文具（金属が外せない文具含む） アルミホイル ガラスや陶器 皮革製品（本革のみ） 電球（水銀が入っていないもの）
電池	⑬電池 	<ul style="list-style-type: none"> アルカリ乾電池 マンガン乾電池 コイン型電池
蛍光管	⑭蛍光管 	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光管 電球型蛍光管 水銀灯

【電池】

・充電式電池やボタン電池は各施設管理者へご連絡ください。

【私物・親睦会購入品など】

・個人が持ち込んだ物や親睦会等で購入した物は、自分で持ち帰るなど、自己処理をお願いします。区が処分する場合、ごみ処理経費がかかります。

【50cm以上のもの（家具・机・本棚・タイヤなどの粗大ごみ）及び液状のもの（溶剤・廃油等）】

・購入した所管課で処分してください。備品は会計課の指示に従って処理してください。

第 5 次北区役所地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

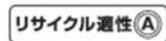
平成 30 年 3 月発行

刊行物登録番号
29-1-140

発行 東京都北区生活環境部環境課
〒114-8508
東京都北区王子本町 1-15-22
電話 (3908) 8603 (直通)



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。